

三次市教育委員会議案第71号

三次市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成27年3月26日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立学校職員健康管理システム実施要綱の一部を改正する訓令（案）

三次市立学校職員健康管理システム実施要綱（平成20年三次市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（様式第1号），及び」を「その他の」に改め，「個人ごとに」を削り，同条第2項を次のように改める。

2 所属長は，前項の情報により所属職員の健康を保持するために必要な措置の内容等を把握するとともに，なるべく機会をとらえて所属職員との面談を行い，当該職員の自覚症状，直近の勤務状況，配慮してもらいたい事項その他の当該職員の健康確保に必要な情報を得るものとし，面談の内容を職員健康管理票（様式第1号）に記録するものとする。この場合において職員健康管理票は5年間保存するものとする。

第2条第3項を削る。

第3条第1項中「，前条の情報及び」を「，前条の情報，入校退校時刻の記録及び」に，「長時間の勤務等」を「，長時間の勤務」に，「情報その他の当該職

員の健康状態に関する情報を教職員保健管理担当医」を「規定のうち直近の健康診断個人票など健康診断結果，勤務の状況に係る資料及び当該職員が記入した労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト（様式第2号）を教職員保健管理担当医又は産業医」に改め，同条第3項中「保健管理医からの」を「保健管理医から提出された面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書（様式第3号）を基に」に改める。

第4条第1項中「，次の」を「，直近に開かれる」に改め，「当該所属の」の次に「学校」を加え，「準ずる委員会等に」を削る。

第6条第1項中「，教頭」の次に「又は事務長」を加え，同条第2項中「その他の」の次に「所属」を加える。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

取 扱 注 意

年度職員健康管理票

所 属		所属長		保健管理医（産業医）	
-----	--	-----	--	------------	--

職員健康管理システムに基づく措置

1 所属長による所属職員に対する面談

面談日	職・氏名	面談理由	面 談 結 果

2 保健管理医（産業医）による所属長に対する助言指導

助言指導日	助 言 指 導 内 容
-------	-------------

3 保健管理医（産業医）による所属職員に対する面接指導

指導日	職・氏名	面接指導理由

注1 「面談理由」には、面談を実施することとなった理由を記載すること。

注2 特段の事情等により面接指導を受けさせなかった事案については、その状況を「面談結果」に記載すること。

注3 「面接指導理由」には、面接指導を実施することとなった理由等を記載すること。

注4 毎年度作成し、5年間保存すること。

様式第2号（第3条関係）

取扱注意

面接指導結果報告書及び事後措置に係る意見書

面接指導結果報告書							
対象者	氏名				所属		
					男・女	年齢 歳	
疲労の蓄積の状況		0. なし 1. 軽 2. 中 3. 重			特記事項		
配慮すべき心身の状況		0. なし 1. あり					
判定区分	診断区分	0. 異常なし 1. 要観察 2. 要医療				事後措置として 指導・勧告の必要性	0. 不要
	就業区分	0. 通常勤務 1. 就業制限 2. 要休業			<input type="checkbox"/> 必要事項		

	指導区分	0. 指導不要 1. 要保健指導 2. 要医療指導		□下記意見書に記入	
事後措置に係る意見書					
就業上の措置	労働時間の短縮	0. 特に指示なし		4. 変形労働制または裁量労働制の対象からの除外	
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間/月まで		5. 就業の禁止（休暇・休養の指示）	
		2. 時間外労働の禁止		6. その他	
		3. 終業時間を制限 _____ 時 分 ~ _____ 時 分			
	労働時間以外の項目 (具体的に記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他		
		1)			
2)					
3)					
措置期間	_____ 日・週・月 (次回面接予定日 _____ 年 月 日)				
医療機関への受診配慮等					
連絡事項等					

医師氏名	実施年月日	印
	年 月 日	

【所属長記入

産業医からの意見聴取の内容	事後措置の内容

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第3号（第3条関係）

労働者の疲労蓄積度自己診断チェックリスト

記入年月日 _____ 年 月 日

このチェックリストは、労働者の仕事による疲労蓄積を、自覚症状と勤務の状況から判定するものです。

1. 最近1箇月間の自覚症状について、各質問に対し最も当てはまる項目の□に✓を付けてください。

1. イライラする	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
-----------	--	--------------------------------------	-----------------------------------

2. 不安だ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
3. 落ち着かない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
4. ゆううつだ	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
5. よく眠れない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
6. 体の調子が悪い	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
7. 物事に集中できない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
8. することに間違いが多い	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
9. 工作中、強い眠気に襲われる	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
10. やる気が出ない	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
11. へとへとだ (運動後を除く)	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
12. 朝、起きた時、ぐったりした疲れを感じる	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)
13. 以前とくらべて、疲れやすい	<input type="checkbox"/> ほとんどない (0)	<input type="checkbox"/> 時々ある (1)	<input type="checkbox"/> よくある (3)

<自覚症状の評価> 各々の答えの () 内の数字を全て加算してください。合計点

I	0～4点	II	5～10点	III	11～20点	IV	21点以上
---	------	----	-------	-----	--------	----	-------

2. 最近1箇月間の勤務の状況について、各質問に対し最も当てはまる項目の□に□を付けてください。

1. 1箇月の時間外労働	<input type="checkbox"/> ない又は適当 (0)	<input type="checkbox"/> 多い (1)	<input type="checkbox"/> 非常に多い (3)
2. 不規則な勤務 (予定の変更, 突然の仕事)	<input type="checkbox"/> 少ない (0)	<input type="checkbox"/> 多い (1)	—
3. 出張に伴う負担 (頻度・拘束時間・時差など)	<input type="checkbox"/> ない又は小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	—
4. 深夜勤務に伴う負担 (★1)	<input type="checkbox"/> ない又は小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	<input type="checkbox"/> 非常に大きい (3)

5. 休憩・仮眠の時間数及び施設	<input type="checkbox"/> 適切である (0)	<input type="checkbox"/> 不適切である (1)	—
6. 仕事についての精神的負担	<input type="checkbox"/> 小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	<input type="checkbox"/> 非常に大きい (3)
7. 仕事についての身体的負担 (★2)	<input type="checkbox"/> 小さい (0)	<input type="checkbox"/> 大きい (1)	<input type="checkbox"/> 非常に大きい (3)

★1：深夜勤務の頻度や時間数などから総合的に判断してください。深夜勤務は、深夜時間帯（午後10時～午前5時）の一部又は全部を含む勤務を言います。

★2：肉体的作業や寒冷・暑熱作業などの身体的な面での負担

<勤務の状況の評価> 各々の答えの（ ）内の数字を全て加算してください。合計点

A	0点	B	1～2点	C	3～5点	D	6点以上
---	----	---	------	---	------	---	------

3. 総合判定

次の表を用い、自覚症状、勤務の状況の評価から、あなたの仕事による負担度の点数（0～7）を求めてください。

【仕事による負担度点数表】

		勤務の状況			
		A	B	C	D
自覚症状	I	0	0	2	4
	II	0	1	3	5
	III	0	2	4	6
	IV	1	3	5	7

※糖尿病や高血圧症等の疾病がある方の場合には判定が正しく行われない可能性があります。

⇒あなたの仕事による負担度の点数は： 点（0～7）

判定	点数	仕事による負担度
	0～1	低いと考えられる
	2～3	やや高いと考えられる
	4～5	高いと考えられる
	6～7	非常に高いと考えられる

4. 疲労蓄積予防のための対策

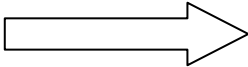
あなたの仕事による負担度はいかがでしたか？本チェックリストでは、健康障害防止の視点から、これまでの医学研究の結果などに基づいて、仕事による負担度が判定できます。負担度の点数が2～7の人は、疲労が蓄積されている可能性があります。チェックリ

ストの2. に掲載されている“勤務の状況”の項目（点数が1又は3である項目）の改善が必要です。個人の裁量で改善可能な項目については自分でそれらの項目の改善を行ってください。

個人の裁量で改善不可能な項目については、上司や産業医等に相談して、勤務の状況を改善するように努力してください。なお、仕事以外のライフスタイルに原因があって自覚症状が多い場合も見受けられますので、睡眠や休養などを見直すことも大切なことです。疲労を蓄積させないためには、負担を減らし、一方で睡眠・休養をしっかりと取る必要があります。労働時間の短縮は、仕事による負担を減らすと同時に、睡眠・休養を取りやすくするので、効果的な疲労蓄積の予防法のひとつと考えられています。あなたの時間外労働時間が月 45 時間を超えていれば、是非、労働時間の短縮を検討してください。

【参考】時間外労働と脳血管疾患・虚血性心疾患との関連について

時間外労働は、仕事による負荷を大きくするだけでなく、睡眠・休養の機会を減少させるので、疲労蓄積の重要な原因のひとつと考えられています。医学的知見をもとに推定した、時間外労働時間（1 週当たり 40 時間を超える部分）と脳出血などの脳血管疾患や心筋梗塞などの虚血性心疾患の発症などの健康障害のリスクとの関連性を下表に示しますので参考にしてください。上のチェックリストで仕事による負担度が低くても時間外労働時間が長い場合には注意が必要です。

時間外労働時間	月 45 時間以内	時間の増加とともに健康障害のリスクは徐々に高まる	月 100 時間または 2～6 箇月平均で月 80 時間を超える
健康障害のリスク	低い		高い

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。